

防衛研修所規則を次のように定める。

昭和33年7月30日

防衛庁長官 左藤 義詮

防衛研究所規則

改正 昭和36年2月20日庁訓第7号
昭和41年8月12日庁訓第26号
昭和47年5月30日庁訓第31号
昭和49年12月7日庁訓第42号
昭和59年6月30日庁訓第37号
昭和60年4月6日庁訓第19号
平成19年1月5日庁訓第1号
令和3年6月10日省訓第28号
令和6年4月24日省訓第59号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 調査研究（第2条）
- 第3章 教育訓練（第3条—第11条）
- 第4章 戦史編さん（第12条）
- 第5章 雑則（第13条—第15条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、防衛研究所における調査研究、教育訓練及び戦史編さんに関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 調査研究

（調査研究）

第2条 防衛研究所長（以下「所長」という。）は、防衛研究所における調査研究に関する重要な事項については、あらかじめ防衛大臣の承認を得て実施するものとする。

第3章 教育訓練

(研修員)

第3条 防衛研究所の研修員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 防衛研究所に入所を命ぜられた隊員

(2) 隊員以外の者で防衛省組織令（昭和29年政令第178号）第52条第3項の教育訓練を受ける者

(課程とその目的)

第4条 防衛研究所における教育訓練の課程を分けて安全保障戦略課程（以下「戦略課程」という。）と安全保障戦略特別課程（以下「特別課程」という。）とし、戦略課程にあつては我が国の安全保障戦略等に関する知識を総合的に修得させることを目的とし、特別課程にあつては所要に応じ我が国の安全保障戦略等に関し、特に必要と認められる知識を修得させることを目的とする。

(戦略課程の期間等)

第5条 戦略課程の期間は10月とし、当該課程の開始の時期は毎年9月とする。

(戦略課程の教育訓練の科目、目的及び時間数の基準)

第6条 戦略課程の教育訓練の科目、目的及び時間数の基準は、別表のとおりとする。

(戦略課程の研修員の数)

第7条 戦略課程の研修員の数は、38名を基準とする。

(特別課程の期間)

第8条 特別課程の期間及びその教育訓練の開始の時期については、そのつど防衛大臣が定める。

(特別課程の科目及びその時間数)

第9条 特別課程の科目及び時間数は、そのつど防衛大臣の承認を得て所長が定める。

(特別課程の研修員の数)

第10条 特別課程の研修員の数は、そのつど防衛大臣が定める。

(研修の修了)

第11条 研修員が所定の課程を修了したときは、所長は修了証書を授与する。ただし、特別課程の研修員については授与しないことができる。

第4章 戦史編さん

(戦史編さん)

第12条 所長は、防衛研究所における戦史編さんについては、防衛大臣が定める基本の計画に従つて実施するものとする。

第5章 雑則

(調査研究、教育訓練及び戦史編さん計画の提出)

第13条 所長は、毎会計年度初めに当該会計年度に実施しようとする調査研究、教育訓練及び戦史編さんの計画の概要を防衛大臣に提出するものとする。

(調査研究、教育訓練及び戦史編さん実施の報告)

第14条 所長は、実施した調査研究及び戦史編さんについては毎会計年度末に、教育訓練につ

いては各課程ごとに当該課程が終了した際に、それぞれその概要を防衛大臣に報告しなければならない。

第15条 この訓令に定めるもののほか、調査研究、教育訓練及び戦史編さんの実施に関する必要な事項は、所長が定める。

附 則

この訓令は、昭和33年8月1日から施行する。

附 則（昭和36年2月20日庁訓第7号）

この訓令は、昭和36年3月1日から施行する。

附 則（昭和41年8月12日庁訓第26号）

この訓令は、昭和41年8月12日から施行する。

附 則（昭和47年5月30日庁訓第31号）

この訓令は、昭和47年7月6日から施行する。

附 則（昭和49年12月7日庁訓第42号）

- 1 この訓令は、昭和49年12月7日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の自衛隊の移動局等の監理の基準に関する訓令（以下「旧移動局等訓令」という。）第13条の規定により検査官を命ぜられた者は、改正後の自衛隊の移動局等の監理の基準に関する訓令（以下「新移動局等訓令」という。）第13条の規定により検査官に命ぜられたものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現に旧移動局等訓令の規定により無線資格者の資格を有する者は、新移動局等訓令第20条の規定により資格を付与されたものとみなす。
- 4 この訓令の施行前に旧移動局等訓令第26条第1号の規定により無線資格者委員会が作成した試験問題は、新移動局等訓令第22条第2項の規定により、幕僚長等が作成し、長官の承認を得たものとみなして、この訓令の施行後3月以内に実施する資格試験に使用することができる。
- 5 防衛庁の事務次官の専決及び代決並びに防衛庁本庁の内部部局における専決及び代決に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条 第14号を次のように改める。

（14） 削除

別表第3 装備局長専決事項通信課所掌事務の項中第6号を次のように改め、第8号中「資格の付与」を「資格試験」に改める。

（6） レーダー及び移動体の検査官の任命及び定期検査に関すること。

附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月6日庁訓第19号）

この訓令は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（令和3年6月10日省訓第28号）

この訓令は、令和3年6月10日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和6年5月10日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行前に開始した課程については、この訓令による改正後の防衛研究所規則第4条から第7条まで及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

科 目	目 的	時間数
国際情勢研究	我が国の安全保障に関係のある国・地域の政治・経済・軍事の政策・動向等の情勢を理解し、国際的な安全保障上の課題について研究する。	約10週
戦史研究	歴史的観点から国際紛争の起因及び解決方法を研究するとともに、政治と軍事の関係を研究する。	約6週
理論・戦略研究	安全保障に関する理論的事項を理解し、我が国の安全保障に及ぼす影響等について研究するとともに、当該研究や上記各科目を踏まえ、我が国の安全保障上の課題とそれに対する戦略を研究する。	約18週
戦略演習	上記各科目の研究成果に基づき、我が国の安全保障上の課題に対して総合的情勢判断を行い、我が国の安全保障に関する戦略及び施策について考察・検討する。	約4週
その他	現地研修、個人研究等	約6週
合 計		約44週